

令和 7 年 4 月 1 5 日
林野庁北海道森林管理局

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
ユニティ株式会社	北海道札幌市中央区北6条西22丁目2-3

2 指名停止の期間 令和 7 年 4 月 1 6 日から令和 7 年 5 月 1 6 日まで(1 ヶ月)

3 指名停止措置の範囲 北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

ユニティ株式会社は、航空自衛隊第 2 航空団が発注した「空調機の設置」において、内容が管工事の種類に該当する建設工事であるにもかかわらず、管工事業の許可を有しないまま契約を締結した。そのため、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、令和 7 年 3 月 8 日、北海道知事より監督処分を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当する。

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局総務企画部 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）